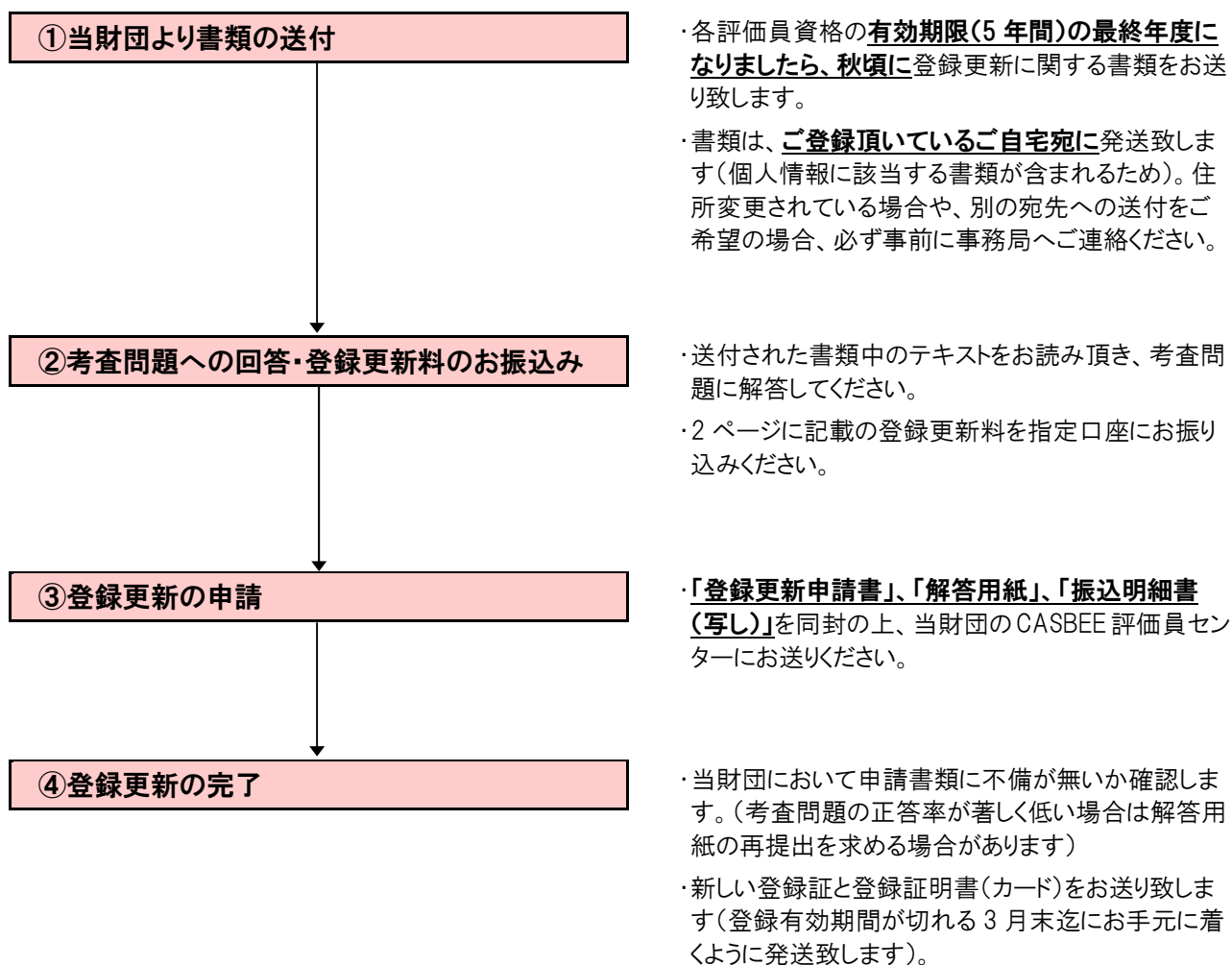


CASBEE 評価員登録更新に関するご案内

CASBEE 建築評価員、戸建評価員、不動産評価員は 5 年毎の更新制となっており、有効期限内に登録更新を行うことが必要です。登録更新を行う場合には当財団へ申請を行ってください。この案内には更新方法の詳細が記載されておりますので、評価員登録証と一緒に保存して頂きますようお願い申し上げます。

なお、CASBEE 評価員登録制度要綱は、評価員の皆様へのサービス向上を目的として、平成 28 年 6 月 6 日に改正を行っており、本資料は改正後の要綱に基づき記載されております。従来のご案内をお持ちの場合には、本資料と差し替えて頂きますようお願い致します。

1. 更新手続きの流れ



2. 申請上の注意

(1) 登録更新の申請と有効期限

- 登録更新の申請は、更新手続きの受付期間[※]に行う必要があります。遅れた場合には、失効となる場合がありますのでご注意ください。（※受付期間については、登録更新のご案内発送時にお知らせします）
- 更新後の有効期間は、登録更新の申請が行われた年度を基準として、次の5年間となります。（例えば、2018年3月末に有効期限が切れる方が2017年9月に申請を行った場合、更新後の有効期限は、2018年4月1日から5年後の2023年3月31日となります。）

(2) 2つ以上の資格を有する場合の更新について

- CASBEE 建築評価員、戸建評価員、不動産評価員の資格について、2つ以上の資格を取得している場合、更新時にはまとめて更新が行われます。各資格の有効期限が異なる場合には、以下の図1のように更新後の有効期限は統一されます。
- 例外として、3つの資格を有する場合は、そのうち1つの資格について同時に更新しないことも選択できます。

【注意】有効期限を過ぎた資格については、まとめて更新することができません。

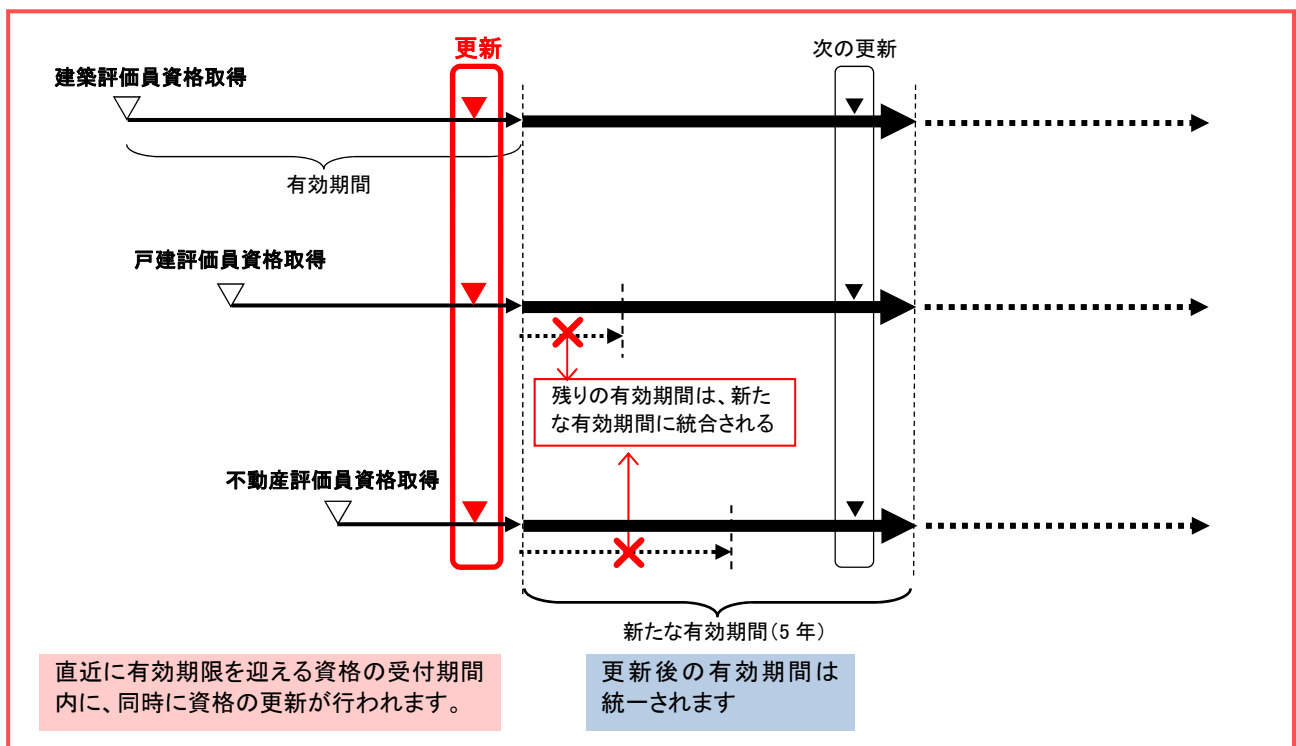


図1 2つ以上の資格を有する場合の更新の取り扱い

3. 更新の費用

登録更新申請に係わる費用は次の通りです。

登録更新料
15,120 円(税込)
* 2 つ以上の資格を有する場合の登録更新料は以下の通り(ただし、有効期間内の更新に限る)*
2 つの資格を有する場合: 15,120 円(税込)
3 つの資格を有する場合: 19,440 円(税込)

(注)上記は平成 28 年 6 月 6 日以降の手続きに要する費用です。料金は消費税率の変更等により、改訂される場合があります。

4. その他の更新方法

①実績ポイントによる更新の方法について

CASBEE の評価や審査を業務で実施されている場合には、その実績を「実績ポイント」として積み上げ、30 ポイント以上取得している場合には登録更新ができる方法です。実績ポイントの取得方法と更新手続きについては、下記ウェブサイトをご覧ください。

(CASBEE 評価員の登録・更新に関する情報)

http://www.ibec.or.jp/CASBEE/CASBEE_AP/renewal.htm

■その他の更新方法による登録更新料

その他の更新方法	登録更新料
①実績ポイントによる更新	10,800 円(税込) ※2 つ以上の資格を有する場合の費用は以下の通りとする(ただし、有効期間内の更新に限る) 2 つの資格を有する場合: 10,800 円(税込) 3 つの資格を有する場合: 15,120 円(税込)

(注)上記は平成 28 年 6 月 6 日以降の手続きに要する費用です。料金は消費税率の変更等により、改訂される場合があります。

5. 有効期限を過ぎてしまった場合の措置について

有効期限内に登録更新をしなかった場合には、失効(登録抹消)となります。

失効した場合には資格が失われ、評価員としての活動はできなくなります。ただし、失効後3年以内に登録更新手続きを行った場合には、資格を復活することができます(これを更新猶予期間と呼びます)。この場合、登録更新後の有効期間は、失効前に登録更新を行った場合の有効期間と同一とします(登録抹消期間分の有効期間の延長は行いません)。

更新猶予期間を過ぎてしまった場合には、登録更新を行うことはできません。資格を復活させるためには資格の再取得が必要となります。

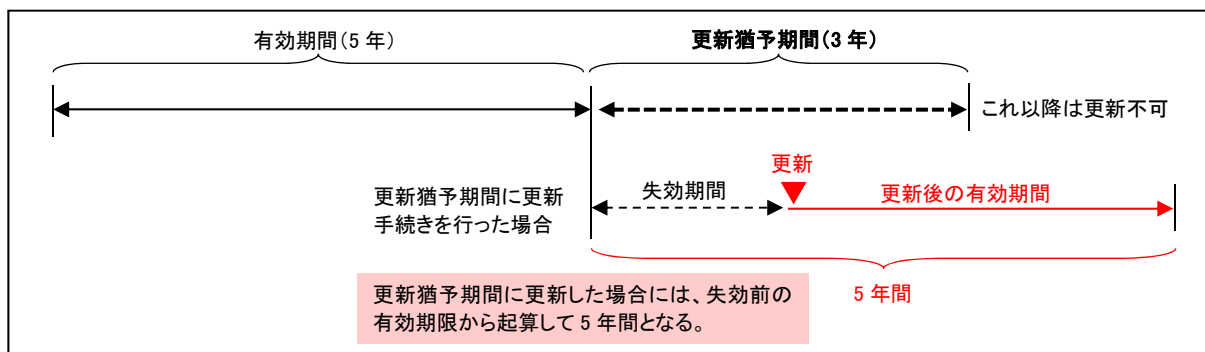


図2 更新猶予期間に更新した場合の有効期間の取り扱い

申請窓口および問い合わせ先

本書に関する内容や更新手続きについて不明な点がございましたら、下記窓口にお問い合わせください。また、登録更新に関する情報や申請書等は下記のウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。

CASBEE評価員センター

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館2階

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構(IBEC) 内

電話: 03-3222-6714 FAX:03-3222-6696

Email: casbee-hyokain@ibec.or.jp

(CASBEE 評価員登録制度 登録更新に関する情報のページ)

http://www.ibec.or.jp/CASBEE/CASBEE_AP/renewal.htm

(制度要綱については以下のアドレスでご覧頂けます。)

http://www.ibec.or.jp/CASBEE/CASBEE_AP/rules.htm